

「貸切バス運転者に対して行う指導及び監督の 改正検討ワーキンググループ」における検討内容

検討事項

- ✓ 「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針(告示)」の改正案のとりまとめに必要な所要の検討を行う。
- ✓ 指導・監督マニュアルについて、ドライブレコーダーの記録を活用した指導・監督等の義務付けを踏まえた改訂を行う。

検討メンバー

○ワーキンググループ委員

- ・北島 洋樹 (公財)大原記念労働科学研究所 副所長
- ・高柳 勝二 (株)プロデキューブ 代表取締役
- ・堀野 定雄 神奈川大学 高安心超安全交通研究所 客員教授
- ・藪 大輔 東武バス(株) 運輸部課長

○オブザーバー

- ・安宅 豊 (一社)日本自動車工業会 大型車部会長
- ・石川 博敏 自動車安全運転センター 顧問
- ・勝又 泰二 (独)自動車事故対策機構 理事(事故防止担当)
- ・田中 勇彦 (一社)日本自動車工業会
安全部会・交通事故分析分科会副部会長
- ・長尾 政美 (公社)日本バス協会 参与
- ・西田 泰 (公財)交通事故総合分析センター
研究部研究第1課長
- ・山川 一昭 (公社)日本バス協会 技術安全部長

スケジュール

○ワーキンググループでの検討

- 〈5月〉指導・監督告示の改正の方向性について検討開始
- 〈6月〉指導・監督告示の改正の方向について整理

〈9月〉指導・監督マニュアルの改訂案の検討開始

〈2月〉指導・監督マニュアルの改訂案のとりまとめ

○告示の公布・マニュアルの改訂等

〈7月〉指導・監督告示の改正内容案のとりまとめ

〈11月〉指導・監督告示の公布

〈3月〉指導・監督マニュアルの改訂

貸切バス運転者に対する指導・監督について(現行)

一般的な指導及び監督

(対象) すべての運転者

(内容) 心構え、交通ルール、道路交通状況、旅客の扱い、車両特性・運転適性に応じた安全な運転方法、健康管理など10の項目について指導

(時期) 継続的、計画的、体系的に実施

特定の運転者に対する指導



赤字: 軽井沢スキーバス事故を受けた今後の対応事項

初任運転者に対する指導

(対象) 新たに雇い入れた者で、過去3年以内に同じ種類の事業の運転者として選任されたことがない者

→(軽井沢スキーバス事故を受けた今後の対応:
(対象)を「新たに雇い入れた全ての運転者または直近1年間に乗務していなかった車種区分の自動車を運転する者」に変更)

(内容) 交通ルールや車両特性等について座学6時間以上、実車訓練は努力義務

→(軽井沢スキーバス事故を受けた今後の対応:実車訓練を義務化)

(時期) 運転者として選任する前

適性診断(初任)の受診

(対象) 新たに雇い入れた者で、過去3年以内に適性診断(初任)を受診していない者

→(軽井沢スキーバス事故を受けた今後の対応:
(対象)を「新たに雇い入れた全ての運転者」に変更)

(内容) 日常の運転状況を聴取し、事故の未然防止のための運転行動の留意点を指導・助言

(時期) 運転者として選任する前

事故惹起運転者に対する指導

(対象) 死亡・重傷事故を惹起した運転者／軽傷事故を惹起し、過去3年間に事故を惹起したことのある運転者

(内容) 再発防止策等について座学6時間以上、実車訓練は努力義務

→(軽井沢スキーバス事故を受けた今後の対応:実車訓練を義務化)

(時期) 事故後に再度乗務する前

適性診断(特定)の受診

(対象) 同上

(内容) 事故状況を聴取し、事故要因となった運転特性(・生活習慣・健康状態)を認識させ、再発防止(・改善)を指導・助言

(時期) 事故後に再度乗務する前(やむを得ない場合、乗務開始後1か月以内)

高齢運転者に対する指導

(対象) 65歳以上

(内容) 適性診断(適齢)の結果を踏まえ、加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた安全な運転方法等について指導。

(時期) 適性診断(適齢)結果が判明した後1か月以内

適性診断(適齢)の受診

(対象) 65歳に達した日以後1年以内に1回75歳に達するまで3年以内ごとに1回75歳に達した日以後1年以内ごとに1回

(内容) 日常の運転状況を聴取し、加齢による身体機能の変化が運転行動に及ぼす影響と、それに適した適切な運転行動を助言・指導

一般的な指導・監督の内容について

○旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針 (平成13年国土交通省告示第1676号)

すべての運転者に対する一般的な指導及び監督の内容

内 容	(配慮すべき事項)	時 間
①事業用自動車を運転する場合の心構え	(1)運転者に対する指導及び監督の意義についての理解	<p style="text-align: center;">規定なし</p> <p>※ 各項目について継続的・計画的に実施する。</p>
②事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項	(2)計画的な指導及び監督の実施	
③事業用自動車の構造上の特性	(3)運転者の理解を深める指導及び監督の実施	
④乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項	(4)参加・体験・実践型の指導及び監督の手法の活用	
⑤旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項	(5)社会情勢等に応じた指導及び監督の内容の見直し	
⑥主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況	(6)指導者の育成及び資質の向上	
⑦危険の予測及び回避	(7)外部の専門的機関の活用	
⑧運転者の運転適性に応じた安全運転		
⑨交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法		
⑩健康管理の重要性		

※指導内容に実技訓練についての規定なし。

指導・監督指針(告示)^{※1}の改正について検討を要する事項

1. 「総合的な対策」^{※2}における指導・監督指針(告示)の見直しに係る「講ずべき事項」
 - ①初任運転者・事故惹起運転者に対する指導・監督において実技訓練の実施を義務付ける
 - ②ドライブレコーダーによる映像の記録・保存やその記録を活用した指導・監督を義務付ける
2. 「総合的な対策」の記述を踏まえて、指導・監督指針(告示)への追記を検討する事項
 - ①「適切な運行管理の重要性」の追記
 - ②「シートベルトの着用の教育」の追記
 - ③「安全装置(ASV技術を含む)の適切な使用」の追記

※1: 旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針(平成13年国土交通省告示第1676号)

※2: 軽井沢スキーバス事故対策検討委員会においてとりまとめられた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」(平成28年6月3日)

<上記検討事項に係る指導監督指針の改正箇所>

◆**ドライブレコーダー**
に係る改正
(上記 1. ②)
【資料4参照】

第1章 一般的な指導及び監督の指針

○指導及び監督

第2章 特定の運転者に対する特別な指導の指針

○事故惹起運転者に対する特別な指導

○初任運転者に対する特別な指導

○高齢運転者に対する特別な指導

◆**「総合的な対策」の**
記述を踏まえた改正
(上記 2.)
【資料5参照】

◆**実技訓練の義務**
付けに係る改正
(上記 1. ①)
【資料3参照】

実車を用いた実技の指導・監督の改正のイメージ

第1回ワーキンググループでいただいた実技指導に係る主なご意見

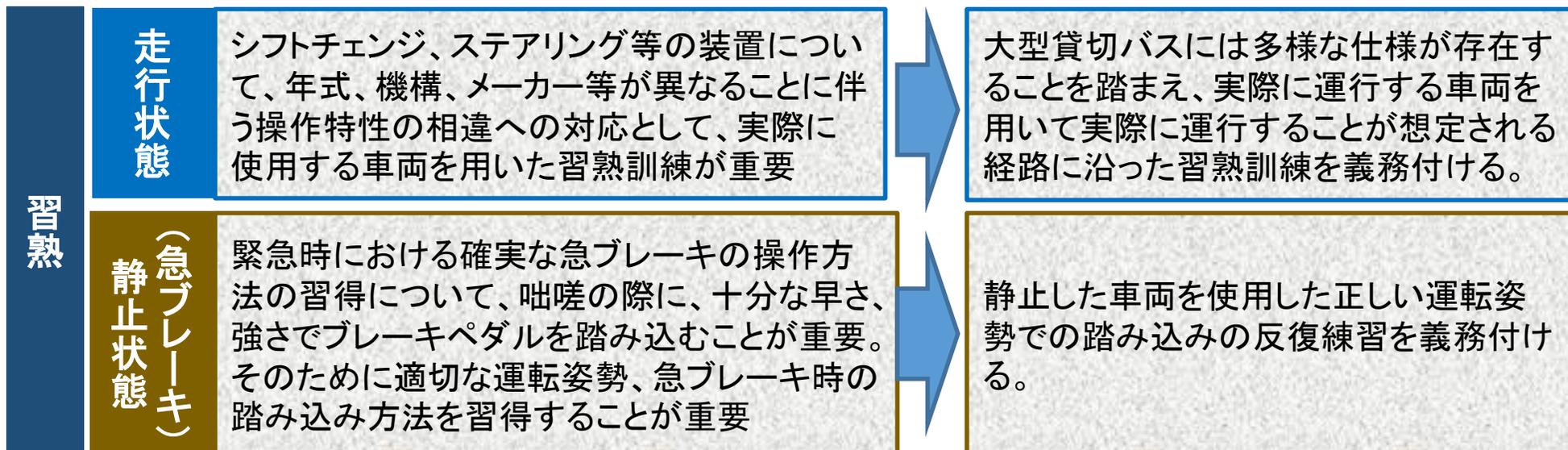
- 車種(中型、大型)や製造された年式、メーカーが異なればブレーキシステム、シフトチェンジの操作特性等が異なる。適切に操作するには実技訓練が求められる。
- 古い車両と最新の車両では安全装置の性能等が異なるため、必要な技能が異なる。
- 急ブレーキはかける訓練を行わないとなかなかかけられないので、急ブレーキのかけ方に関しては十分な指導を行うべき。

○上記に基づき、初任運転者・事故惹起運転者に対する実技訓練においては、①年式、車種、メーカーの相違に伴う操作特性の相違、②急ブレーキに対応することが求められる。

○これを踏まえ、実技訓練の実施に伴い抑えるべきポイント及び対応する義務づけの内容を以下の通り整理する。

<訓練のポイント>

<義務付ける内容>



実技訓練の時間数に関して

実車を用いた実技の実施時間に関するアンケート調査結果

- 貸切バス事業者を対象に実施したアンケートの結果、安全運転に関する実技訓練が10時間以下の事業者が半数以上。
- アンケート配布事業者2,576者(日本バス協会会員:470者、非会員:2,106者)中、回答者は、662者(会員90者、非会員572者)。

調査の概要

- ①調査対象事業者:貸切バス事業者
- ②調査実施期間:平成28年2月～4月
- ③アンケート配布数:2,576者
- ④回答事業者数:662者
(内訳)
日本バス協会会員:90(乗合・貸切バス兼業事業者を含む)
日本バス協会非会員:572(貸切バス専業事業者のみ)

○実車を用いた実技の実施時間に関するアンケート結果

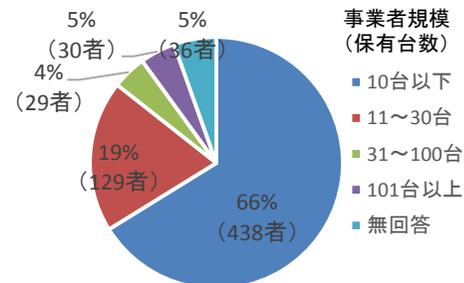
<実技訓練の実施時間別の事業者の分布(アンケートに回答した662事業者中)>



- ～5時間
- 6～10時間
- 11～20時間
- 21～30時間
- 31～50時間
- 51～100時間
- 101時間以上

※平均27.0時間(会員61.1時間 非会員21.7時間)

○参考:アンケート回答者について



	事業者数	事業者規模 (保有台数)	
		うちバス協会会員	バス協非会員
配布アンケート数	2,576	470	2,106
回収アンケート数	1,317	268	1,049
実技時間の回答のあったアンケート数(貸切)	662	90	572

貸切バス運転者に対する実技訓練の時間

- 上記貸切バス事業者に対するアンケート調査の結果、半数以上の事業者において、実技訓練の時間は10時間以下にとどまっているのが現状。
- 貨物運送事業及び海外(EU)において初任運転者に義務付けられる実技訓練の時間(20時間)(参考1参照)を考慮し、貸切バス事業者においても、20時間程度の実技訓練を確保するため、これを義務付けることが必要。

貨物自動車運送事業者の初任運転者に対する実技訓練の義務付けについて(H28.4.1公布)

第2章 特定の運転者に対する特別な指導の指針【実技に関する改正事項】

「初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間」において、以下のとおり実技訓練を義務付け

- ◆ 実際にトラックを運転させ、道路及び交通の状況に応じた安全な運転方法を添乗等により指導

20時間以上

EU職業運転者能力証明制度 (certificate of professional competence:CPC) の概要

(1) 初期資格 (initial qualification)

(ア) 講習

時間: 280時間以上

科目: 全科目

実技: 20時間以上の運転

(イ) 試験

形式: 記述又は口頭

科目: 全科目

講習+試験

加盟国当局の認可を受けた
訓練センターが実施

加盟国当局又はその指定を
受けた試験期間が実施

(2) 定期訓練 (periodic training)

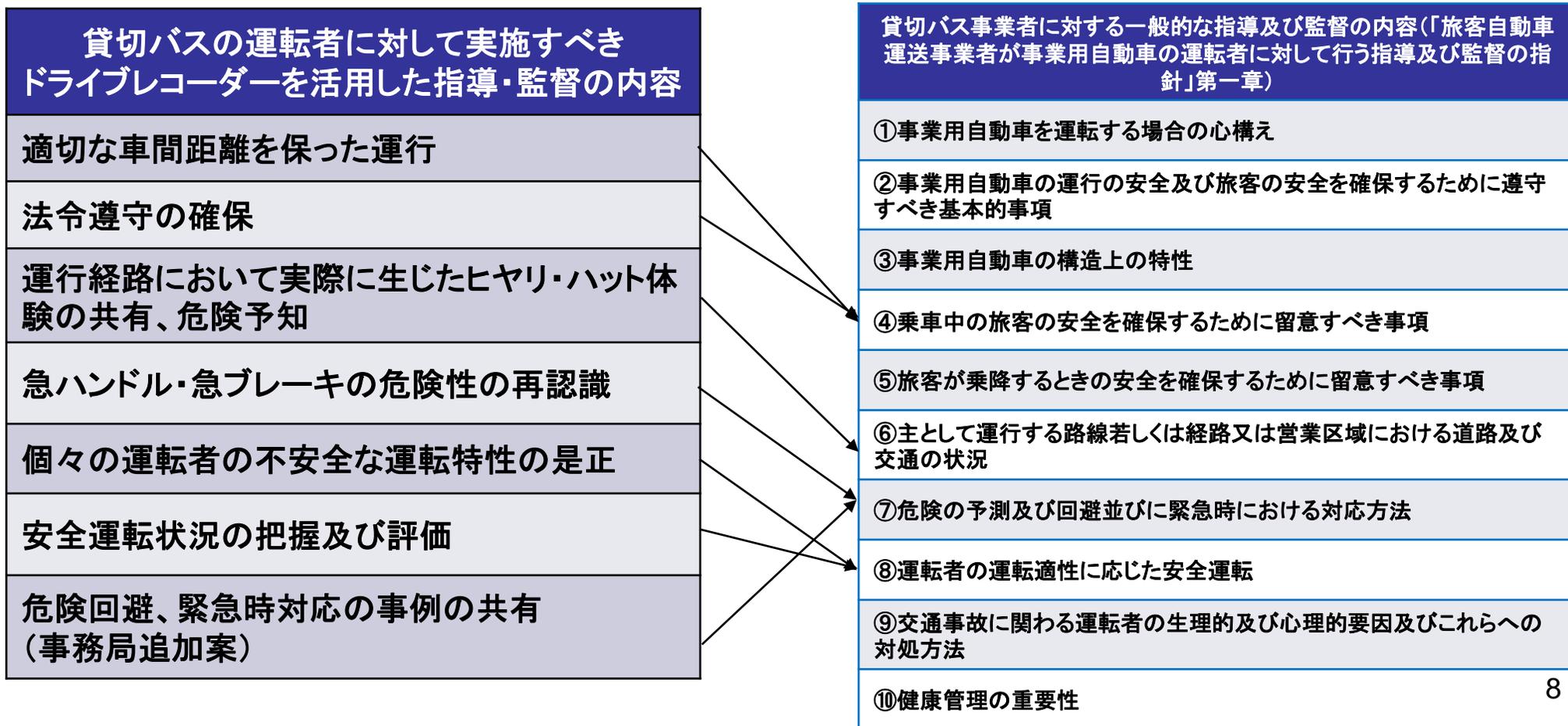
加盟国当局の認可を受けた
訓練センターが実施

○5年ごとに、認可訓練センターにおける35時間の訓練を受講

○5年ごとの定期訓練を受講していない者が再び道路運送業務に従事しようとするときは、業務の開始前に定期訓練を受講

第1回ワーキンググループにおける議論に基づき、貸切バスの運転者に対して実施すべきドライブレコーダーを活用した指導・監督の内容については、以下のとおり整理される。

こうした指導・監督の内容について、貸切バス事業者に義務付けする指導・監督の内容を規定する「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」において、明確化することとする。



軽井沢スキーバス検討委員会の検討結果を取りまとめた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」(6月3日)には、ドライブレコーダーによる指導監督の義務付け、初任運転者等に対する実技訓練の義務付け以外にも、以下のような貸切バス運転者に対する指導・監督内容を拡充することが考えられる事項が含まれたところ。

これを受けて、貸切バス運転者に対する指導・監督の内容に、以下の表の通り運行管理の重要性等を追加する。

「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」を踏まえた改正案

「総合的な対策」より抜粋		指導監督指針への追加イメージ
項目	対策の主な内容	
(1)2. <u>④運行管理者等の在り方</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な運行管理者数の要件の強化 ・運行管理者の資格取得条件の厳格化 ・夜間運行時の中間点呼 ・補助者の選任について、国に届出 ・名義貸し等、実態のない運行管理者配置の防止 	運行指示書に従った運行を行う等の運行管理における、運転者が遵守すべき事項の重要性について指導する。
(1)4. <u>⑧シートベルトの装着の徹底</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・シートベルトの着用徹底、大型車補助席への設置 	旅客の安全を確保するためにシートベルトの着用徹底の重要性について指導する。
(5)2. <u>④ASV技術搭載車両への代替促進</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ASV技術搭載車両への代替促進 ・大型高速バスのAT開発促進 	安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法の重要性について指導する。